

別記様式第1号(第四関係)

ふじかわちょうのうそんちくかっせいかけいかく
富士川町農村地区活性化計画

ふじかわちょう
富士川町

令和3年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	富士川町農村地区活性化計画
都道府県名	山梨県
市町村名	富士川町
地区名(※1)	富士川町農村地区
計画期間(※2)	令和3年度～令和6年度

目標 : (※3)

この地区での現状と課題を踏まえ、青柳町地区の道の駅富士川に、地元農産物を原料としたパウムクーヘンをつくりながら販売する施設を増築整備するとともに、新たに敷地内に加工所の整備を行い、地元で収穫した農産物を提供することにより農家の所得向上を図り、これに更なる付加価値を付けた新商品の開発を行っていき、地域活力の向上を目指す。

平林地区の旧増穂西小学校跡地に農業体験宿泊施設の整備をし、農業体験を通してここで採れる農産物の良さ、棚田や富士山の情景などの農山村の原風景を体感してもらいさらに、この地区の住民との交流を図っていく。

以上のことから、具体的な目標数値としては、当地区における地域産物及び加工品の販売額については、(平成29年度から令和元年度) 506,981千円から(令和4年度から令和6年度) 557,446千円、交流人口の増加については、(平成29年度から令和元年度) 317,979人から(令和4年度から令和6年度) 337,428人、加工品新商品開発数については、(平成29年度から令和元年度) 0品目から(令和4年度から令和6年度) 3品目の増加を目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

富士川町は、山梨県の南西部県都甲府市から約15kmに位置し、南部は身延町、北部は南アルプス市、東部は一級河川富士川を境に市川三郷町と、西部は南アルプス巨摩自然公園に属する楡形山の山頂付近で早川町と接する人口15,294人の町である。

町の総面積は、11,200haであり、そのうち約82%を山林が占めている。また、「都市計画法の用途地域」及び「規模の大きい森林で林業又は国土保全に利用する区域」を除いた地域6,995haが農業振興地域に指定されている。中山間地には農村集落が散在しており、平坦地には県道42号線沿いに市街地が広がり、その外側に集団的農地が存在する。

用途区域 263.4haの外側の集団的農地では、水稲、果樹、野菜等が栽培されている。農家の大部分が自給的農家であるが、平坦地で農地が集団的に存在する地理的優位性から、一部の販売農家が農地の利用集積を図り、規模拡大を進めており、今後の地域の中核的な担い手として期待されている。中山間地については、山腹の斜面等に農用地が点在しており、地理的条件に恵まれていないものの、盆地や山地特有の気象条件を活かし、米、ぶどう、すもも、トマト、椎茸等を栽培し、関東有数の産地である穂積地区のゆずや、観光農園としての西洋なしなどが栽培されており、複合経営が営まれている。

現状と課題

この地区の農地は、狭小で地形的に傾斜地が多く、農家の規模拡大が困難であるため、農業生産条件に不利な中山間地域である。面積の大半が山林であるため、イノシシ・サル・シカなどの野生鳥獣による農作物被害が年々拡大していることから、耕作意欲の低下の要因となっている。また、農地の保全管理が行き届かなくなり耕作放棄地が増加している。

大半の農業生産者の所得が低く、農業就業者の高齢化が進んでおり、10年後にも2割が離農すると見込まれているため、担い手不足が深刻となっている。特に中山間地域である平林地区、穂積地区については、ゆずの木オーナー制度、ゆずのもぎ取り体験、棚田オーナー制度、ジャガイモ、トマト、大根等の野菜の収穫体験などの地域の特色を生かした農業体験制度を行い、都市住民と交流を図っているが、周辺には宿泊施設がないことから、限られた時間での農作業となることが課題となっている。

また、活性化区域内の農家の多くは、青柳町地区の道の駅富士川に農産物を出荷しており、収入源の多くを占めている。道の駅富士川では、片道5km離れた、交流センター塩の華にある加工室において加工したものを搬入し、販売していることから、搬入に時間がかかり、商品が不足の際にはすぐに売り場へ供給することができないため、商品がなくなった場合在庫補充に時間がかかり、販売機会のロスが生じていることが課題となっている。さらに交流センター塩の華は、近年赤字が続いており、令和3年3月末をもって、指定管理を終了することとなり、当面は交流センター塩の華加工所を使用していくものの、農家の生産意欲向上、所得向上、定住促進を図るうえでも新たな加工室を整備する必要がある。道の駅富士川は、商品の売り上げについては、年々増加しているものの、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少が見込まれることからさらなる売上増加策が課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

この地区の西部に位置する平林地区は、富士山が見える県内でも有名な景観を持つ棚田地区であり、米や標高に適した野菜の生産が盛んな地域であることから、現行の農業体験制度を生かして交流人口を増加させる策として、現在廃校になっている旧増穂西小学校校舎の跡地に、町の歴史や文化に触れることができる、将来的には移住も視野に入れてもらえるような農業体験宿泊施設の整備を推進していく。平林地区においては、令和3年2月に棚田地域振興法による指定棚田地域の指定を受ける見込みであり、指定棚田地域保全整備についても検討中である。

また、この地区の東部に位置し、中部横断自動車道のPAとしても利用されている青柳町地区にある道の駅富士川は、県外からの来客者が多いことから、交流センター塩の華にある加工室の機能を敷地内に新規整備し、今まで供給していた商品を常に供給できるようにし、地元で収穫した農産物に更なる付加価値を付けた新商品の開発を進めていく。さらに売店に併設する形で、パウムクーヘンを作りながら販売する施設をつくり、地元で採れた農産物を活用した新商品を販売していく。

これらの取り組みを通して、中山間地区の担い手不足の解消やこの地区で収穫される農産物の良さをより多くの人に知ってもらい、農産物の需要の拡大と安定的な供給が図れる。また、道の駅富士川で販売する農産物や新規地域産物及び加工品売り上げの増加、新規加工品の開発並びに、加工品の原料となる農産物を、道の駅富士川へ提供する農業生産者の生産意欲向上、所得向上を図ることで、耕作放棄地の増加の抑制、所得向上を図り、定住促進に繋がられるように活性化を推進していく。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
富士川町	富士川町農村地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	富士川町	有	イ	
富士川町	富士川町農村地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	富士川町	有	イ	
富士川町	富士川町農村地区	農林漁業・農山漁村体験施設(農林漁業・農山漁村体験施設)	富士川町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

富士川町農村地区(山梨県富士川町)	区域面積(※2)	10,936.6ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 富士川町全域の総面積11,200haのうち、用途地域に指定されている263.4haを除いた10,936.6haを対象地域とする。 (以降、用途地区を除いた統計データが存在しないので、町全体の統計データによる)町全体の農林地面積は9,307haで、83.1%を占め、このうち農用地面積は、112haで、1.0%に留まっている。また、全就業者7,593人のうち農林業従事者は、312人で4.1%であり、大規模な農地は少ないものの限られた農用地面積の中で、農林漁業が貴重な地域となっている。 (出典:国勢調査、農林業センサス、都市計画基礎調査)</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 富士川町全域の人口は、平成22年の16,307人から平成27年の15,294人までに6.2%減少している。さらに、町全域の農業就業者も平成22年の347人から平成27年の284人と急速に減少が進んでいることから(18.2%減少)、地域活性化を図ることは急務であるため、定住を促進していくことは、有効かつ適切である。 (出典:国勢調査、農林業センサス)</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 当該区域内において、市街地区域はない。また、用途地域を除いた区域を設定しているため適切である。</p>		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

地域産物の販売額の増加については、町で調査する「農産物直売所実態調査」をもとに販売額の実績を把握し、交流人口については、観光客入込客数(人)増加実績を把握し、区域外入り込み客数を算出し、加工品新商品開発数については、評価期間の年間平均加工品新商品開発数の実績とする。

これらの実績を基に富士川町が評価を行い、結果を公表する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。